

新潟県共同募金会ホームページ制作業務委託仕様書

1 委託業務名

新潟県共同募金会ホームページ制作業務委託

2 業務委託の概要

寄付の方法として、クレジットカードなどによるオンラインでの寄付が浸透している状況を踏まえ、新潟県共同募金会のホームページについて、見やすく、アクセス数を伸ばし、オンラインでの寄付につながるサイトを制作する。

3 ターゲット

オンライン寄付に関心があると考えられる年齢層（40歳代～60歳代を想定）

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務委託内容

(1) 全体のコンセプト

- ・ 寄付の増加に向けて赤い羽根の用途や何のために募金を集めているかを認知してもらい、オンラインを活用した募金など寄付の拡大に繋げるために新潟県共同募金会のホームページの制作を行うもの

(2) 構成・内容

- ・ ページのコンテンツ、構成等の企画、設計、デザイン、ライティング等の原案を受託者が作成する。
- ・ サイトの構築に当たっては、支援者管理機能の付いた寄付決済システム（例：コングラント等）を使用するものとする。
ただし、利用料は年額15万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とすること。
- ・ ページのデザイン及びレイアウトはサイト全体の統一感を持たせること。
- ・ PCやタブレット、スマートフォンなど、多様なデバイスからの閲覧にも最適な表示が可能なマルチデバイス対応を行うこと。
- ・ SEO対策を念頭に入れたホームページを制作すること。
- ・ CMS等担当者が容易に更新できるシステムを導入する
- ・ 納品されたコンテンツ等の著作権は本会に帰属する。また、成果品は本会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、各種イベント等に随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。

(3) 作成留意事項等

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンからストレスを感じず閲覧できるものとする。 (体裁、データ容量等を考慮する。)
- ・サイト閲覧者数や寄付者を増やすための提案を行うこと。
- ・令和7年3月31日までの保守料、CMS利用料等の維持管理費を含めた見積額とする。

※本会が、オンライン寄付決済システムの運営会社に支払うこととなる年間利用料、導入費、維持費等を明示すること。(年額15万円以内(消費税及び地方消費税を含む。))とする。

なお、見積りはこれらの費用は除いたものとする。

※令和7年4月1日からの維持管理費については別途契約するものとする。

(4) 運用支援について

- ・サイト及びツールの運用支援、運用面へのアドバイス、最新技術の提案など積極的な支援を行うこと。

6 成果品等

(1) サイト制作に係るサイトデザイン関係資料

(2) ホームページ及び作成したコンテンツ

(3) 事業実施報告書(様式任意、以下の項目を含むこと)

- ・本業務により想定される効果の分析
- ・当該分析結果を踏まえた、今後のターゲットティング案やプロモーション戦略などの改善案等

(4) 打ち合わせ記録簿(各打ち合わせ終了後、電子データで納品)

※その他成果品について、受託業者との協議により提出を依頼する場合がある。

7 概ねのスケジュール(予定)

令和6年9月～10月	企画提案競技、業者決定、契約締結
10月～11月	受託業者とのサイトに掲載するコンテンツ、デザイン等の検討
11～令和7年2月	サイト構築
令和7年3月	ホームページ公開予定

※スケジュールは決定業者と協議の上、変更になる場合がある。

8 その他留意事項

(1) 著作権

ホームページ及び成果品等作成に関する一切の著作権は本会に属するものとする。

(2) 秘密の保持

- ア 本委託事業に関し、本会に提案された提案書等は、本委託事業における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- イ 本委託事業に関し、受託者が本会から受領又は閲覧した資料等は、本会の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本委託事業により知り得た業務上の秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本委託事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び新潟県個人情報保護条例（平成 17 年新潟県条例第 2 号）等の関連法令を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限

受託者は委託事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に本会と協議し、了解を得なければならない。

(5) その他

- ア 事業の詳細は、受託者の提案を踏まえ、本会と協議の上、決定すること。
- イ 受託者は、委託事業の進捗状況を適宜報告し、本会と調整を図ること。
- ウ 本仕様書に記載されていない事項及び詳細は、本会と協議すること。
- エ 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに本会担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。